（建築物の建築等に係る証明書の交付）

第一条の十五　建築主事は、法第十九条の十五第四項の規定により建築基準法第六条第一項又は第十八条第三項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付があったものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類に第一条の十三第一項の協議書の副本一通及びその添付書類を添えて、当該確認済証の交付があったものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

2　特定行政庁は、法第十九条の十五第四項の規定により建築基準法第八十六条第一項若しくは第二項又は第八十六条の八第一項の規定による認定があったものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類に第一条の十三第二項の協議書の副本一通及びその添付書類を添えて、当該認定があったものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

（建築物の耐震改修に係る同意に関する協議）

第一条の十六　［略］

（建築物の耐震改修に係る同意の基準）

第一条の十七　［略］

（建築物の耐震改修に係る証明書の交付）

第一条の十八　所管行政庁は、法第十九条の十六第三項の規定により建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第三項の規定による認定があったものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類に第一条の十六の協議書の副本一通及びその添付書類を添えて、当該認定があったものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

（都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等の容積率の特例に係る認定申請書及び認定通知書の様式）

第一条の十九　［略］

（都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等を有する建築物の建築等に係る同意に関する協議）

第一条の二十　［略］

（都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等を有する建築物の建築等に係る証明書の交付）

第一条の二十一　［略］

（都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等を有する建築物の建築等に係る同意の基準）

第一条の二十二　特定行政庁は、法第十九条の十七第三項の規定により同条第一項の規定による認定があったものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類に第一条の二十の協議書の副本一通及びその添付書類を添えて、当該認定があったものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

（都市公園に設けられる都市再生安全確保施設の整備に関する事業に係る同意に関する協議）

第一条の二十三　［略］

（都市公園に設けられる都市再生安全確保施設の整備に関する事業に係る同意の基準）

第一条の二十四　［略］

（民間都市機構の行う都市再生事業支援業務の基準）

第六条　法第二十九条第三項の国土交通省令で定める基準のうち、同条第一項第一号に掲げる業務（同号イ及びロに掲げる方法により支援するものに限る。以下この条において同じ。）に係るものは、次に掲げるものとする。

一～五　［略］

（建築物の建築等に係る証明書の交付）

第一条の十四　建築主事は、法第十九条の十五第四項の規定により建築基準法第六条第一項又は第十八条第三項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付があったものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類に第一条の十二第一項の協議書の副本一通及びその添付書類を添えて、当該確認済証の交付があったものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

2　特定行政庁は、法第十九条の十五第四項の規定により建築基準法第八十六条第一項若しくは第二項又は第八十六条の八第一項の規定による認定があったものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類に第一条の十二第二項の協議書の副本一通及びその添付書類を添えて、当該認定があったものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

（建築物の耐震改修に係る同意に関する協議）

第一条の十五　［同上］

（建築物の耐震改修に係る同意の基準）

第一条の十六　［同上］

（建築物の耐震改修に係る証明書の交付）

第一条の十七　所管行政庁は、法第十九条の十六第三項の規定により建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第三項の規定による認定があったものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類に第一条の十五の協議書の副本一通及びその添付書類を添えて、当該認定があったものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

（都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等の容積率の特例に係る認定申請書及び認定通知書の様式）

第一条の十八　［同上］

（都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等を有する建築物の建築等に係る同意に関する協議）

第一条の十九　［同上］

（都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等を有する建築物の建築等に係る証明書の交付）

第一条の二十　［同上］

（都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等を有する建築物の建築等に係る同意の基準）

第一条の二十一　特定行政庁は、法第十九条の十七第三項の規定により同条第一項の規定による認定があったものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類に第一条の十九の協議書の副本一通及びその添付書類を添えて、当該認定があったものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

（都市公園に設けられる都市再生安全確保施設の整備に関する事業に係る同意に関する協議）

第一条の二十二　［同上］

（都市公園に設けられる都市再生安全確保施設の整備に関する事業に係る同意の基準）

第一条の二十三　［同上］

（民間都市機構の行う都市再生事業支援業務の基準）

第六条　法第二十九条第三項の国土交通省令で定める基準のうち、同条第一項第一号に掲げる業務（同号イ及びロに掲げる方法により支援するものに限る。以下この条において同じ。）に係るものは第一号から第五号まで、同項第二号に掲げる業務に係るものは第四号に掲げるものとする。

一～五　［同上］